第３節　定款の変更
定款を、認可決定の日に別表14記載のとおり変更する。
第４節　商号及び本店所在地の変更
商号及び本店所在地を、認可決定日に、次のとおり変更する。
商号
株式会社カスガ
本店所在地
東京都中央区京橋二丁目３番３号
京橋山陽ビル４階
（管財人法律事務所所在地）
第５節　解散
会社は、認可決定日に解散する。
第６節　清算人の選任等
第１　清算人の選任
清算人に次の者を選任する。
（住所）
東京都杉並区善福寺二丁目20番３号
（氏名）
平出　晋一（管財人）
第２　清算人の変更等
管財人は、必要のある場合には、裁判所の許可を得て、清算人の選任・変更・補充をすることができる。
第３　清算人の任期
清算人の任期は清算結了の時までとする。
第２の定めにより増員または補充された清算人の任期も、清算結了の時までとする。
第４　清算業務
管財人は、本更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、その他本更生計画の遂行及び会社の清算に必要な業務を行う。
第９章　争いの落着しない権利に関する措置
争いの落着していない退職金支払請求権については、管財人において訴訟を遂行しまたは和解により、早期解決を図る。
第10章　その他必要的記載事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。
別表１ないし14　省略
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の一般調査期間変更

平成２２年（ミ）第６号
東京都港区虎ノ門３丁目４番７号
更生会社　株式会社ウィルコム
主文　更生債権等の一般調査期間を平成22年９月３日から平成22年９月10日までと変更する。
平成22年６月24日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案提出期間の伸長

平成２２年（ミ）第６号
東京都港区虎ノ門３丁目４番７号
更生会社　株式会社ウィルコム
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成22年10月14日と、更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成22年９月24日と、それぞれ変更する。
平成22年６月24日
東京地方裁判所民事第８部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２０年（船）第１号
パナマ共和国　パナマ　ピソ12　アヴェニダ　フェデリコ　ボイド　エディ　フィシオ　トーレ　ユニバーサル
申立人　サン　リーダー　シッピング　エス　エイ
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成22年６月22日　神戸地方裁判所
平成２０年（船）第２号
山口県玖珂郡和木町和木６丁目１番４号
申立人　第一マリン株式会社
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成22年６月22日　神戸地方裁判所
平成２０年（船）第３号
兵庫県姫路市家島町宮1409番地の６
申立人　有限会社栄政海運
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成22年６月22日　神戸地方裁判所

監 督 命 令

平成２２年（再）第４号
居所埼玉県上尾市今泉541―１、住民票上の住所東京都中央区佃１丁目11番７―2210号
再生債務者　片岡　俊之
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　さいたま市大宮区宮町２丁目28番地　あじせんビル４階・７階　埼玉中央法律事務所　弁護士　松苗　弘幸
平成22年６月23日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２２年（再）第１号
岡山県井原市七日市町3987番地
再生債務者　有限会社井原ファーム
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岡山市北区蕃山町３番７号両備蕃山町ビル４階　大林・松井法律事務所　弁護士　松井　健二
平成22年６月23日　岡山地方裁判所倉敷支部

再生手続開始

平成２２年（再）第４号
居所埼玉県上尾市今泉541―１、住民票上の住所東京都中央区佃１丁目11番７―2210号
再生債務者　片岡　俊之
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月25日から平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２２年（再）第７２号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1008番地
再生債務者　関口精機株式会社
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月26日から平成22年９月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第１３号
東京都千代田区神田小川町３丁目５番地
再生債務者　株式会社國際書房
特別調査期間　平成22年７月15日から平成22年７月16日まで
平成22年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第６２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目30番１号
再生債務者　株式会社プロパスト
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少する資本金の額　41億円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　平成23年５月31日。但し、平成23年５月31日に再生計画認可決定が未だ確定していないときは、再生計画認可決定が確定した日。
平成22年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１３号
東京都千代田区神田小川町３丁目５番地
再生債務者　株式会社國際書房
１　決議に付する再生計画案　平成22年５月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年７月20日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年７月12日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月６日
平成22年６月21日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第２７号
東京都中央区銀座１丁目６番２号
再生債務者　株式会社サン―ケイ
１　決議に付する再生計画案　平成22年６月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月10日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年８月２日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月27日
平成22年６月23日
東京地方裁判所民事第20部